

四、一般事務担当者、後尾の視在、日給よりたに、新  
合意の引上りルコト

たに

視在給

引上、新令

一、二〇日以下

四割五分、供し、最高一古五割超過ニルコト

一、二一四以上

一、五〇日以下

四割、二〇〇日令

一、五一日以上

三割五分、二三〇日令

一、八〇日以下

一、八一日以上

三割、二五〇日令

二、〇〇日以下

二、〇〇日以上

二割五分

五、解雇の申渡定、件、

(一) 六ヶ月未満、者日給、三十日令

(二) 六ヶ月未満者、七十五日令

(三) 一年以上三ヶ月未満者、一回、増五分、月、

増五分、二ヶ月、増五分、

(四) 三年以上、五ヶ月未満者、一回、増五分、月、

増五分、三ヶ月、増五分、

六、今回、一、件、三、件、の、議、定、者、の、出、発、に、関、し、

七、本、給、の、條、件、ト

今後、後、尾、ニ、對、シ、上、階、級、ヲ、任、長、組、長、等、選、定、ス、ル、條、

合、●、ハ、考、察、ノ、中、に、三、名、一、候、補、者、ヲ、選、定、ス、ル、

内、一、名、ヲ、後、尾、ニ、對、シ、任、命、ス、ル、事、